

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国家発展改革委員会、固定資産投資プロジェクトの省エネ審査規則を公表

国家発展改革委員会は2023年4月6日、炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルの実現を後押しするため、『固定資産投資プロジェクトの省エネ審査弁法』を公表しました。弁法は工場増設など一定規模の設備投資に際する省エネ審査の実施方法などを明記しました。弁法はエネルギー消費強度と総量抑制制度との整合性を図りながら、16年版の『固定資産投資プロジェクトの省エネ審査弁法』を改定し、一部の規定をより細かく定めています。弁法は今年6月1日より実施するとしています。

■ 直近の重要政策

産業政策

- ✓ 鋳造・鍛造業の質の高い発展の推進に関する工業情報化部等3部門の指導意見
（工業情報化部など、4/14）
- ✓ 2023年に優遇税制を享受する集積回路企業・プロジェクト、ソフトウェア企業リストの策定作業の着実な実施に関する国家発展改革委員会等部門の通知
（国家発展改革委員会など、3/17）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

国家発展改革委員会、固定資産投資プロジェクトの省エネ審査規則を公表

国家発展改革委員会は 23 年 4 月 6 日、『固定資産投資プロジェクトの省エネ審査弁法』¹(以下、審査規則)を公表しました。審査規則は省エネ法などの法令規則に基づき策定したものであり、省エネ審査の実施方法と内容などを明記しています。企業などが固定資産投資を実施する際、そのプロジェクトの施主側(以下、プロジェクト実施者)は着工前、地方政府の省エネ審査機関から省エネ審査の意見を取得しなければなりません。

審査規則は既存のエネルギー消費強度(単位 GDP 当たりエネルギー消費量)と総量(エネルギー消費量)を抑制する制度²との整合性を図りながら、16 年版の審査規則を改定しました。主な変更点について、国家発展改革委員会の責任者は会見で、①化石燃料の消費抑制を意識し、省エネ報告書の記載内容などに化石燃料消費量、再エネ消費量、炭素排出関連データなどを追加する、②省エネ審査の質と効率を高めるため、省級の省エネ審査機関の審査対象となるプロジェクトの要件を従来の「年間エネルギー消費量が 5 千 TCE(標準石炭換算トン)以上」から「年間エネルギー消費量が 1 万 TCE 以上」に引き上げる、③省エネ審査に通過しない無断着工、プロジェクト検収の不実施、虚偽情報の提供などの不正行為に対する罰則をより細かく定めるなどを挙げました。

審査規則の主な内容については図表 1 の通りです。

【図表 1】 審査規則の主な内容

項目	内容
省エネ審査の実施機関	<ul style="list-style-type: none">✓ 年間エネルギー消費量(稼働後)が 1 万 TCE 以上のプロジェクトに対する省エネ審査は省級の省エネ審査機関により実施される。その他のプロジェクトに対する省エネ審査につき、省級の省エネ審査機関は実情に基づき実施機関を指定する。✓ 年間エネルギー消費量が 1 千 TCE 未満、かつ年間電力消費量が 500 万 kWh 未満のプロジェクト、国家機密に係るプロジェクト、生産工程がシンプルで、省エネの余地が小さいプロジェクト(具体的な業種リストは国家発展改革委員会により策定・公表³)については、単独で省エネ報告書を作成せず、省エネ審査を実施しない(第 9 条)。✓ 省エネ審査は無料で実施される(第 4 条)。
省エネ審査の受理	<ul style="list-style-type: none">✓ 省エネ報告書の内容が十分で、定められた様式に合う場合、省エネ審査機関は受理しなければならない。✓ 省エネ報告書の内容が十分ではない、または定められた様式に合わない場合、省エネ審査機関は即時、または 5 日以内にプロジェクト実施者に対し、補足する必要がある内容を一括で知らせなければならない。期限内に知らせない場合は、報告書の受領日が受理日とされる(第 12 条)。

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202304/t20230406_1353307.html

² 関連内容は『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 573 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0625-XF-0105.pdf>

³ 関連内容は以下の URL よりダウンロードできます。主に水力や風力、太陽光、原子力発電所、送電網、パイプライン、鉄道、道路などのインフラ分野が挙げられる。

⇒ https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/ghxwj/201711/t20171124_960927.html

【図表1】審査規則の主な内容（続き）

項目	内容
省エネ報告書の内容	<p>✓省エネ審査の実施が必要なプロジェクトにつき、プロジェクト実施者は省エネ報告書を作成しなければならない。報告書は以下の内容を記載しなければならない（第11条）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① プロジェクトの概況。 ② 分析と評価の根拠。 ③ プロジェクトの建設・運営方案の省エネ性分析と比較。平面図、生産工程、エネルギー消費設備と計測機器などを含む。 ④ 省エネ措置及び技術、経済性に関する論証。 ⑤ プロジェクトのエネルギー効率、エネルギー消費状況。エネルギー消費量、エネルギー消費構成、化石燃料消費量、再エネ消費量、単位製品エネルギー消費、単位付加価値エネルギー消費など、関連データと国・地方・業界標準、国内外業界全体水準との比較を含む。 ⑥ プロジェクトの実施による所在地のエネルギー消費削減目標への影響に関する分析。 <p>✓炭素排出量などに関するデータの統計条件を有するプロジェクトは報告書に炭素排出関連データや炭素排出削減措置を記載し、炭素排出状況による所在地の炭素排出削減目標への影響を分析しなければならない。</p> <p>✓プロジェクト実施者は省エネ報告書の真実性、適法性及び完全性に対する責任を負うとする誓約書を提出しなければならない。プロジェクトの分割もしくは合併などの不当な手段を使って省エネ審査を回避してはならない。</p>
省エネ審査の内容	<p>✓省エネ審査機関は省エネ報告書を受領した後、技術力を有する機関に対し審査と評価を委託しなければならない。その評価意見を省エネ審査の重要参考とする（第13条）。</p> <p>✓省エネ審査機関は以下の方面から審査を実施しなければならない（第14条）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① プロジェクトは法令規則や標準・規範、政策方針に適合するか否か。 ② プロジェクトのエネルギー消費に関する分析は客観的で、方法は科学的で、結論は正確であるか否か。 ③ プロジェクトの省エネ措置の合理性と実施可能性。 ④ プロジェクトのエネルギー効率、エネルギー消費などに関するデータの計算は正確であるか、当地の省エネ管理作業の要求を満たすか否か。
審査意見の有効期間	<p>✓省エネ審査機関は法律が定めた期限内に審査意見を発表しなければならない。審査意見は発表日から2年内に有効であり、期限までに未着工のプロジェクト、完工までの時間が省エネ報告書に記載された計画完工日から2年以上を超えるプロジェクトは、省エネ審査を改めて実施しなければならない（第15条）。</p>
省エネ審査の再実施	<p>✓省エネ審査に通過したプロジェクトは、建設場所と内容、規模、エネルギー効率などに大きな変動が発生する、または年間エネルギー消費量実績が省エネ審査により認められた水準の10%以上を上回る場合、プロジェクト実施者は省エネ審査機関に対し、変更を申請しなければならない。省エネ審査機関は実情に基づき、変更を認める意見を出す、または省エネ審査を再実施する（第16条）。</p>
プロジェクトの検収	<p>✓プロジェクトは生産開始、稼働する前、省エネ報告書に記載された生産工程、エネルギー消費設備、省エネ技術の採用状況及び省エネ審査意見への対応に関する検収を行い、検収報告書を作成しなければならない。</p> <p>✓省級の省エネ審査機関は実情に基づき、検収機関を指定する（第17条）。</p>

（審査規則に基づき、中国アドバイザー一部作成）

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

産業政策

鑄造・鍛造業の質の高い発展の推進に関する工業情報化部等3部門の指導意見

(原文: 工业和信息化部等三部委关于推动铸造和锻压行业高质量发展的指导意见)

工信部聯通裝 [2023] 40号

工業情報化部など 2023年4月14日公表

【主要内容】

- 工業情報化部は製造業のサプライチェーンの安定化を図り、国家發展改革委員会、生態環境部と連名で鑄造・鍛造業の高度化に向けた指導意見を公表した。同意見は鑄造・鍛造業の発展を促進するため、今後の目標と活動内容を示した。
- 25年まで目標については、①一体成形化や金型不要の鑄造、砂型3Dプリント、精密鍛造、金属部品の軽量化などに関する技術の産業化を実現する、②産業クラスター10カ所以上、スマート工場30カ所以上を作り上げ、グリーン工場100カ所以上を育成する、③鑄造業界における粒子状物質排出量を20年より30%以上削減する。年間廃砂再生利用量を800万トン以上に引き上げる。鍛造品の1トン当たりエネルギー消費量を20年より5%削減することを挙げている。
- 35年まで目標については、サプライチェーンの強靱化と低炭素化のレベルを大幅に高め、複数の世界的な有力企業を育成し、国際的な競争力のある産業クラスターを構築することを挙げている。
- 今後の重点活動については、先端鑄造技術・設備の開発と生産工程の改良、汚染物排出量が高い立ち遅れた設備などの淘汰、業界の低炭素化・知能化の推進が挙げられる。
- この他、鑄造技術や汚染対策、資源総合利用に関する標準の整備と国際標準化の推進、国際連携の強化などにも言及した。
- 同意見は同日より実施する。『重点区域における鑄造生産能力の新規増加の厳禁に関する工業情報化部弁公庁、發展改革委弁公庁、生態環境部弁公庁の通知』（工信庁聯裝 [2019] 44号）は廃止となる。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/yj/art/2023/art_dd397d8dae344b848c6dfa51aa07170b.html

産業政策

2023年に優遇税制を享受する集積回路企業・プロジェクト、ソフトウェア企業リストの策定作業の着実な実施に関する国家发展改革委員会等部門の通知

(原文：国家发展改革委员会等部门关于做好2023年享受税收优惠政策的集成电路企业或项目、软件企业清单制定工作有关要求的通知)

发改高技〔2023〕287号

国家发展改革委员会など 2023年3月17日公表

【主要内容】

- 国家发展改革委员会は工業情報化部、財政部、税関総署、税務総局と連名で、企業所得税（法人税）の減免や、原材料、部品の輸入関税の免除とする優遇税制を享受する半導体企業・プロジェクト、ソフトウェア企業リストの作成作業につき、今年も既存政策を引き続き実施する方針を示した。
- 同通知は基本的に『新たな時期における集積回路産業及びソフトウェア産業の質の高い発展を促す若干政策に関する国务院の通知』（国発〔2020〕8号）と『集積回路産業及びソフトウェア産業の発展支援に係る輸入税制に関する財政部、税関総署、税務総局の通知』（財関税〔2021〕4号）⁴の実施を継続するもの、適用対象の要件には変更なし。
- しかし、22年に既にリストに盛り込まれた企業が今年の優遇税制を享受することには、当地の发展改革委もしくは工業情報化主管部門（当地の国家发展改革委が指定）に対し改めて申告する必要がある。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5185778/content.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。

⁴ 関連内容は『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第516号と第544号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0568-XF-0105.pdf>

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0596-XF-0105.pdf>